

平成 23 年 4 月 1 日  
東邦液化ガス株式会社

東北地方太平洋沖地震等により被災されたお客さまに対する  
ガス料金の特別措置について

このたびの東北地方太平洋沖地震等により被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震により、岩手県、宮城県、福島県の全域、および、青森県、茨城県、栃木県、千葉県の一部の地域、また、平成 23 年 3 月 12 日の長野県北部の地震により、長野県および新潟県の一部の地域に災害救助法が適用されました。

当社は、これらの地震で被災された方が、当社の供給地点内で新たにガスをご使用された場合、お客さまからのお申し出に応じてガス料金の特別措置を講ずるために、本日、中部経済産業局にガス事業法第 37 条の 6 の 2 ただし書きに基づく「供給約款等以外の供給条件」の実施について、下記のとおり認可申請し、同日認可されました。

記

1. 適用対象

東北地方太平洋沖地震（3 月 11 日）、長野県北部の地震（3 月 12 日）に関連して災害救助法が適用された地域<sup>\*1</sup>等において被災され、当社の供給地点外から当社の供給地点内に避難し、新たにガスをご使用されたお客さま（お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。）

2. 特別措置の内容

適用対象となるお客さまのガス料金の支払期限<sup>\*2</sup>について、平成 23 年 3 月分は 3 ヶ月間、4 月分は 2 ヶ月間、5 月分は 1 ヶ月間、それぞれ延長いたします。

以 上

\*1 災害救助法適用地域（3月31日現在）

青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

岩手県：全市町村

宮城県：全市町村

福島県：全市町村

茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、同郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町

千葉県：千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市、旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町

長野県：下水内郡栄村

新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

\*2 支払期限

検針日の翌日から50日目